

黒のボールペン又はペンで記載してください。

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

給与特別徴収に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

給与文書報告書に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）						年 度		1．現年度		2．新年度		3．両年度					
芳賀町長様 令和6年12月1日提出			給与特別義務者 支払者			所在地 〒012-3456 〇〇県〇〇町〇〇1-2-3 フリガナ カブシキガイシャ マルマルショウジ 氏名又は名称 株式会社 〇〇商事 個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			特別徴収義務者 指定番号		1 2 3 4						
									宛名番号		7 6 5 4 3 2 1						
									担連当絡者先		所 属		人事課人事労務係				
											氏 名		特 徴 花 子				
								電 話		000-000-0000 内線(1 2 3)							
給与所得者	フリガナ		オツノ イチロウ			(ア)		(イ)		(ウ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名		乙 野 一 郎			特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア)-(イ)							
	生年月日		昭和39年 3 月 1 日														
	個人番号		個人番号は記入しないでください。														
	受給者番号		0 0 1 2 3 4 5					6 月から 1 月まで		2 月から 5 月まで		令和7年 1 月 31 日		1 右から番号を記入 1.退職・長期不定職 2.転任・少額の併合 3.死亡・その理由 4.その他 5.事由		2 右から番号を記入 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収(本人納付)	
	1月1日現在の住所		芳賀町大字〇〇1234-5														
異動後の住所		芳賀町大字〇〇1234-5			140,000 円		93,600 円		46,400 円								

1. 特別徴収継続の場合				新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号				月分(翌月10日納入期限分)から
	所 在 地	〒			
	フリガナ				
	氏名又は名称				

1月末で退職した給与所得者の徴収方法を、2月分で一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額)	140,000円	(6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額	93,600円	(6月から翌年1月分)
(ウ) 未徴収税額	46,400円	(2月から5月分)

↑
一括徴収税額(納入額と同額)

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

徴収書	納入書の要 (新規の場合のみ)	☐ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
-----	--------------------	---

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、	
理由	2	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 7 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	2 月分(翌月10日納入期限分)で
	右から番号を記入		2 月 20 日	46,400 円	納入します。

3. 普通徴収の場合				※市町村記入欄	
理由	1	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 _____ 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため			
	右から番号を記入				

退職・休職者の徴収方法

6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、**納税義務者の申し出又は了解を得て**、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、**本人の申し出がなくても**、5月31日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。

(一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。)

※ 5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。